

平成14年(ワ)第19276号 平成15年(ワ)第6732号 平成16年(ワ)第104号

原告 シャムスリ 外 8 3 9 6 名

被告 国 外 3 名

証 拠 説 明 書

平成17年8月 日

東京地方裁判所民事第49部 御中

原告ら代理人 弁護士 奥 村 秀 二

甲号証	書証の標目	作成者	立証趣旨
B 5 3	請願書【写】	ティガブラス・コト・カンパル郡8か村の慣習法指導者、ニニック・ママック、アリム・ウラマ	1983年12月19日、本件ダム建設にあたり、水没予定とされたリアウ州ティガブラス・コト・カンパル郡8か村の慣習法指導者らが、本件ダム建設にあたって、政府に対して17項目の要請事項を明らかにした事実及びその内容 乙B5号証7, 8頁(訳20頁)と同じものであるが、署名部分を付した請願書全体を提出するものである。
B 5 4	ティガブラス・コト・カンパル郡プロウ・ガダン村補償金協議委員会【写】	プロウ・ガダン村補償金協議委員会	1991年4月8日、プロウ・ガダン村補償金協議委員会が、本件ダム建設に伴う住民財産補償の補償基準を決定した事実及びその内容
B 5 5	コトパンジャン水力発電所プロジェクトの必要性のための土地、作物、および建設物【写】	カンパル県第2級地方政府及びコト・トゥオ村住民名士	1991年4月14日に作成された補償基準に関する合意書の内容 乙B5号証9, 10頁(訳21頁)と同じものであるが、金額リスト一覧表を添付した合意書全体を提出するものである。
B 5 6	土地収用・補償委員会 リマプル・コタ第2級地方政府【写】	リマプル・コタ第2級地方政府土地収用委員会	1991年4月19日、リマプル・コタ第2級地方政府から提案された住民財産に対する補償単位基準額の内容
B 5 7	インドネシア共和国リアウ州バンキナン・カンパル県におけるコトパンジャン水力発電所プロジェクトに関して私たちが住民として直面している困難に関する声明文【写】	コト・トゥオ村住民	1991年7月5日及び7日、コト・トゥオ村住民が、本件プロジェクトにおいて、移転同意の強制、一方的な補償基準の決定がなされていることを訴えるとともに、脅迫や強制を受けずに本件プロジェクトによる移転条件や補償条件を話し合うことを求める声明を出した事実及びその内容 乙B5号証14, 15頁(訳17, 18頁)と同じものであるが、180名の署名部分を付

			した声明文全体を提出するものである。
B 5 8	写真撮影報告書	鷺見一夫及びその通 訳	1992年4月4日及び5日当時の本件プロジェクト現地の状況